

足助鳥獣保護区特別保護地区指定に係る協議結果

1 県及び市町村の意見等について

関係機関名	賛否	その他要望事項
愛知県農林水産部	賛	—
愛知県建設部	賛	・ 計画書に記載されている一般国道 153 号の箇所について、平成 28 年度より一般国道 420 号に読み替えられているため、訂正が必要。
豊田市	賛	—
豊田市農業委員会	賛	—
豊田森林組合	賛	—
あいち豊田農業協同組合	賛	—
宗教法人香積寺	賛	・ 保護区は有っても鳥獣には何の境もなく移動していることを認識してほしいです。私の寺の裏庭にも時々イノシシが来ています。 →平成 29 年 3 月 6 日 鳥獣保護区特別保護地区で有害捕獲が可能である旨の説明を行い、更新に係る了承を得た。
男川漁業協同組合	賛	—
寒狭川上流漁業協同組合	賛	—
名倉川漁業協同組合	賛	—
矢作川漁業協同組合	賛	—
巴川漁業協同組合	賛	—
三河湖漁業協同組合	賛	・ 猪、しか、日本かもしか（天然記念物）のその他の被害に困っています。 →平成 29 年 3 月 6 日 鳥獣保護区特別保護地区で有害捕獲が可能である旨の説明を行い、更新に係る了承を得た。
足助観光協会	賛	—
東加茂猟友会	賛	—
株式会社三州足助公社	賛	—

2 過去 3 年間の有害鳥獣被害及び捕獲許可状況

なし